上越市フリースクール等利用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校の児童及び生徒の学校への復帰及び社会的自立を支援するため、フリースクール等を利用する児童及び生徒の保護者に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則(昭和46年上越市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「フリースクール等」とは、不登校の児童又は生徒の保護者、児童又は生徒が通学する小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の校長(以下「校長」という。)及び教育委員会が協議し、教育委員会が利用を認めた施設であって、校長が当該施設において児童又は生徒に対し行われる指導内容を考慮し、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第24条第1項に規定する指導要録上不登校の児童又は生徒が通学する小学校又は中学校の出席扱いとすることができるものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる人は、フリースクール等を利用する児童又は生徒の保護者のうち、本市の区域内に住所を有し、小学校又は中学校に通学する児童又は生徒の保護者であって、次の各号のいずれかの世帯に属するものとする。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている人(保護が 停止されている人を含む。)の属する世帯
  - (2) 児童又は生徒の保護者及び当該保護者と同一世帯に属する人の当該年度(フリースクール等を利用する日の属する年度。当該利用する日が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の都道府県民税及び市町村民税の所得割の課税額の合計額が50万7,000円未満である世帯
  - (3) その他市長が必要と認める世帯

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。
  - (1) 利用開始時負担経費(次に掲げる費用の区分に応じ、次に定める経費に限る。)

ア 入学費 フリースクール等の利用開始に係る経費

イ 入寮費 フリースクール等の寮の利用開始に係る経費

(2) 毎月負担経費(次に掲げる費用の区分に応じ、次に定める経費に限る。)

ア 学習費 フリースクール等の利用に係る経費

- イ 寮費 フリースクール等の寮の利用に係る経費
- ウ 食費 フリースクール等から提供される食事に係る経費
- (3) 体験利用費(フリースクール等の体験利用に係る費用をいう。以下同じ。) (補助金の額等)
- 第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費ごとに保護者が負担した額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、別表に掲げる経費の区分に応じ、同表限度額の欄に定める額を限度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、月の途中にフリースクール等の利用を開始し、又は利用を終了したときは、当該利用を開始した日又は利用を終了した日の属する月に係る前条第2号に掲げる経費に対する補助金の額は、別表に掲げる限度額を当該月の日数で除して得た額に同月における利用した日数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を限度とする。
- 3 前条第1号に掲げる経費に係る補助金の交付は、フリースクール等の利用を開始する年度に限り1回までとする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする人は、上越市フリースクール等利用支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類(上越市立小学校又は中学校に通学する児童又は生徒の保護者にあっては、第2号に掲げる書類に限る。)を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 上越市フリースクール等利用支援補助金の交付の申請について(副申)(第2号様式)
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書は、フリースクール等の利用決定後速やかに提出するものとする。ただし、 利用を開始する日の属する年度の翌年度以後は、毎年度4月中に提出するものとする。 (交付決定)
- 第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付 決定 の可否を決定したときは、上越市フリースクール等利用支援補助金交付 通知書(第3 却下 号様式)により通知するものとする。

(交付の時期)

- 第8条 補助金の交付の時期は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に 定める月とする。
  - (1) 利用開始時負担経費 利用を開始した日の属する月の翌月
  - (2) 毎月負担経費 8月、12月及び3月(交付を申請した日が属する月にあっては、そ

の翌月)

(3) 体験利用費 体験利用をした日(体験利用をした日が1日を超えるときは、最後に体験利用をした日)の属する月の翌月

(変更の届出)

第9条 交付の決定を受けた保護者(以下「交付決定者」という。)は、上越市フリースクール等利用支援補助金交付申請書(第1号様式)に記載した事項に変更があったときは、速やかに上越市フリースクール等利用支援補助金交付申請書記載事項変更届(第4号様式)により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

- 第10条 交付決定者は、児童又は生徒がフリースクール等の利用を終了したときは、上越市フリースクール等利用実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。 (交付の取消し等)
- 第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の 交付決定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を 返還させることができる。
  - (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
  - (2) その他市長が不適当であると認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和3年6月15日から実施する。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式、第3号様式

及び第5号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式、第3号様式及び第5号様式に相当する様式として使用することができる。

## 別表(第5条関係)

区分						限度額						
						単 位	児童の保護者	生徒の保護者				
	月開女	台旦	入	学	費	1回	75,000円	100,000円				
経		上	入	寮	費	1回	50,000円	50,000円				
毎	J	]	学	習	費	月額	20,000円	22,500円				
負	扌	且	寮		費	月額	7,500円	7,500円				
経	1	責	食		費	月額	17,500円	20,000円				
体	験		利	用	費	日額	3,000円	3,000円				

## 第1号様式(第6条、第9条関係)

### 上越市フリースクール等利用支援補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

申 請 者住 所(保護者)氏 名

(署名又は記名押印)

電話番号

次のとおり上越市フリースクール等利用支援補助金の交付を申請します。

# 1 児童又は生徒の氏名等

ふ氏	b	が	な 名	
学	校	学	年	学校 第 学年 組

# 2 利用する施設の状況

利	用施設	名							
施意	みの所在	地							
利月	用 予 定 期	間		年	月	日から	年	月	目まで
交	付 申 請	額							円
	入  学	費							円
交付	入 寮	費							円
申請	学 習	費	月額	円	(A)	月分(B	) 計 (C)	= (A)	円 × (B)
額の	寮	費	月額	円	(A)	月分(B	) 計 (C)	= (A)	円 × (B)
内訳	食	費	月額	円	(A)	月分(B	) 計 (C)	= (A)	円 × (B)
H/	体 験 利 用	費	日額	円	(A)	日分(B	) 計 (C)	= (A)	円 × (B)

3	施設に	よる	申請額	の証明欄

上記のとおり相	違ないこ。	す。		
年	月	日		
			施設の名称	
			代表者氏名	(EII)

4 世帯状況(本人、父、母、その他の順で記載してください。)

児童 生徒	氏 名	住 所	職業又は 学校名等	都道府県民税及び市 町村民税の課税状況 ※ 市記入欄					
続柄			1 1 1 1 1	均等割額	所得割額				
本人				_	_				
申 請 (該当す ください	る番号に○を付けて	(1) 生活保護法の規定による保護を受けている人の属する世帯 (2) 児童又は生徒の保護者及び当該保護者と同一世帯に属する人の当 該年度(フリースクール等を利用する日の属する年度。当該利用す る日が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の都道府県 民税及び市町村民税の所得割の課税額の合計額が50万7,000 円未満である世帯 (3) その他市長が必要と認める世帯							

5 個人情報の取扱いに関する同意欄

上越市フリースクール等利用支援補助金の交付の可否の審査のため、 課の職員が私及び私の世帯員の都道府県民税及び市町村民税の課税状況並びに生活保護の実施状況について確認することを承諾します。

(申請者) 氏名

(署名又は記名押印)

- 備考 課税状況及び生活保護の実施状況の確認を承諾しない場合又は本市が保有する情報 で確認できない場合は、都道府県民税及び市町村民税の課税証明書等を添付してくださ い。
- 6 口座名義(申請者の口座情報を記入してください。)

振 込 先	銀行・信金 農協・信組									
フリガナ			朱之							
口座名義		口座番号	普通 当座							

年 月 日

(宛先) 上越市長

学校名

学校長

上越市フリースクール等利用支援補助金の交付の申請について(副申)

別紙の児童生徒について、当校に在籍していることを証明し、補助金の交付の申請について副申します。

#### 決定 上越市フリースクール等利用支援補助金交付 通知書 却下

第 年 月 日

様

## 上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市フリースクール等利用支援補助金の交 とおり決定 付については、次の 理由により却下

		7	Щζ	・マカカト									
児	童 生	三 徒 氏	名										
学	校	学	年				学校	第	学年	組			
利	用	施設	名										
交	付为	力 象 期	間		年	月	日から		年	月	日まで		
交	付	決定	額				F	9					
	入	学	費		円								
	入	寮	費				F	9					
内	学	習	費				F	9					
訳	寮		費				F	9					
н/ С	食		費				F	9					
	体!	験 利 用	費		円								
却	下	の理	由										

## 上越市フリースクール等利用支援補助金交付申請書記載事項変更届

年 月 日

(宛先) 上越市長

届 出 者 住 所(保護者)氏 名

(署名又は記名押印) 電話番号

次のとおり変更があったので届け出ます。

児	童 生	徒 氏	名								
学	校	学	年					学校	第	学年	組
変	更生	F 月	日				年	Ē.	月	日	
亦	更	事	項	変	更	前					
変	文	7		変	更	後					
理			由								

## 上越市フリースクール等利用実績報告書

年 月 日

(宛先) 上越市長

申請者住所

(保護者) 氏 名

(署名又は記名押印)

電話番号

次のとおり利用を終了したので報告します。

児童生徒氏名							
学 校 学 年			学校	第	学年	組	
利 用 施 設 名							
利 用 期 間	年	月	日から		年	月	日まで
利用後の進路							